

別表1（第3条関係）

補助事業者	事業内容	補助対象経費	補助要件	補助率及び補助限度額
3戸以上の農業者の組織する団体（注1） 又は農業協同組合	①グロリオサのオリジナル品種等の種苗増殖に係る取組	(1) 種苗の増殖を効率的に行うために外部へ委託実証するための経費 (2) (1)に取り組むために必要な物品購入費や運搬費及び冷蔵庫等の使用料 (3) その他種苗の増殖に必要な経費で知事が認めるもの	・受益者（地）の全てにおいて地域計画が策定されていること。 ・事業内容①及び②の取組を両方実施すること。	2分の1以内 （1団体あたり上限100万円）
	②遺伝資源の調査等に係る取組	(1) 交通費（※領収書等で確認できる経費のみ） ・高速バス、空港連絡バス、路線バス ・鉄道の乗車券や急行券、特急券、指定席券 ・航空機（燃油サーチャージ含む。エコノミークラスまでの料金が補助対象） ・旅客船 ※居住地から遺伝資源国までの間を移動するために要した往復の交通費（経済的かつ合理的であると認められる経路に限る） ※対象外の経費 ・取消料、キャンセル料 ・グリーン車、プレミアムシート (2) 宿泊費 遺伝資源調査のための移動で、国内外に宿泊する際に要した経費（観光税等を含む） (3) 通信費 wifiのレンタル代金 (4) その他 その他の経費で知事が認めるもの ※対象外の経費 ・食事代、各種サービスに支払うチップ		2分の1以内 （1団体あたり上限50万円）

（注1）「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人